

## 俯瞰的視座による討債鬼全史

吉田 勉

はじめに

目次からも推察されるように、本書『債鬼転生——討債鬼故事に見る中国の親と子』が扱う対象は、紀元前のインド・中国から平成の日本に至るまで実に幅広く、記述される内容も、いわゆる文学の範囲のみに止まらない。このことは、すでに小松謙・本井牧子両氏による書評でも指摘されており、扱う対象の広さが、本書の持つ第一の特徴と言えよう。

評者はこれまで、経書解釈を中心とする中国思想史研究に取り組んできており、恥ずかしながら、本書で扱われる文学作品や仏教思想については不勉強である。しかし、本書がカバーする範囲の広さもあり、自身の興味に引きつけながら読むことができた。本書評では、評者が本書全体から受けた印象、すなわち、俯瞰的視座による研究の意義、という点に着目して本書の価値を論ずるとともに、評者の関心に近い復讐の問題を取り上げることとしたい。

### 一、討債鬼故事に対する著者の認識の広がり

さて、そもそも討債鬼故事とは、「金を奪われたり、借金を踏み倒されたりした者が、死後、加害者（あるいは加害者の生まれ変わり）の子供に転生して、今度は逆に親の金を蕩尽するという話」（四頁）を指す。加害者に対する報復の方法は、病気になって医薬の費用や心配をかけさせたり、成長して自ら放蕩に走ったりと様々なバリエーションがあるが、ポイントとなるのは、子供という立場を利用し、親の心情につけ込むことである。「子供が病気になれば、いくら金がかかっても医者に頼り薬を買わずにいられない。子供が非行に走り、社会的な地位を失いかけている時、金で解決できるならば、親は費えを惜しまない」（二七九頁）からである。なるほど、現代の日本において、実の子供を騙って金銭を奪おうとする詐欺事件が後を絶たないことを思えば、討債鬼故事に描かれる親（被報復者）の心情と苦痛は、容易に想像することができる。

このように記すと、討債鬼故事はたいそう陰鬱な物語であるかに見える。事実、著者も当初は「むごたらしい復讐譚という第一印象」（五頁）を持っていたという。しかし、研究を進めるうちに交流した中華圏の研究者から、現代においても親が子供を叱る際に「討債鬼」「討債」等の語が用いられることを聞き、かかる第一印象が和らいだことを述懐している。そこにはもはや討債鬼の暗い影はなく、

我が子に対する愛憎相半ばする感情が表われていると言える<sup>(三)</sup>。そして、著者のこのような討債鬼故事に対する認識の変化は、実は歴史上の討債鬼故事の展開と、まさに軌を一にするものであった。緒論では、本書の狙いとして、辛口の物語たる討債鬼故事がどのように産まれたのか、そして、どのように「親子とは所詮そのようなものだ」という運命観へと変遷したかを描くことを掲げている。本書は、著者の認識の変化と呼応するかのように、歴史上の討債鬼故事とその関連作品の分析を通じて、討債鬼故事の全史を描き出したものと言えよう。

本書を通読して何よりも強く印象に残ったのは、討債鬼故事という一貫した座標軸から広い範囲の文学作品・文化現象を捉え直すことで、各々の位置づけや有機的関連が明確になっていることである。そもそも、緒論において述べられているように、討債鬼故事に関する先行研究は決して多いとは言えない。それにも関わらず、著者は常に通時的・広域的な視点から討債鬼故事を俯瞰し、関連する周辺の作品を取り上げながら、自身の掲げる狙いを着実に達成している。

第一章では、先行研究が討債鬼故事を仏家の説とするのに対して、必ずしもそうではなく、先秦以来の中国の復讐観が基底にあることを指摘する。これは、討債鬼故事のみならず、それに先行する六朝、さらには先秦にまで遡って復讐譚を捉え直すとする、著者ならではの指摘と言えよう。続く第二章でも、『日本霊異記』所載の転生復讐譚を糸口に、当該説話に対する先行研究を丹念に踏まえたうえで、それらを覆うより広い視点から中国の事例を博搜し、当該説話の位置づけを明らかにしている。これも、俯瞰的視座を持った著者なら

ではの研究と言えよう。以下、第三章では現存最古の討債鬼故事「党氏女」をはじめとする歴代の討債鬼故事を分析し、当初、二回の転生を描いていた「党氏女」の類作が、発展の過程で転生の回数を一回に減らして簡素な構成となること、そのことが様々な討債鬼故事を生み出す要因になったことを指摘する。第四章では、討債鬼故事と同じく借金と転生を要素に持つ畜類償債譚を取り上げ、その成立と変化の過程を追うことで、討債鬼故事に先がけて脱怨恨化が進んだことを指摘し、討債鬼故事の歴史的展開にも見通しを与えている。

総じて、第五章以下でも、著者が取り上げる個別の作品には、それぞれ先行研究の蓄積がある。しかし、著者は討債鬼研究の一環としてそれらを見直すことで、新たな解釈を提示したり、文学史上の位置づけを浮かび上がらせたりする。もとより、評者には各章の結論に対して可否を判断する能力は無いが、具体的な作品を引用しながら実証的に行なわれる著者の論証には説得力がある。

なお、第五章では「冤家債主」という語をめぐって考察がなされる。著者はまず、仏典・道教経典に見える用例を通時的に検討することで、冤家債主の意味の変遷を明らかにする。そのうえで、唐代の詩人、王梵志の詩に見える用例が、親を敵とする債務者という意味であり、その点に従来とは異なる新しい冤家債主像が確認される。そして、後世この語が討債鬼と混同されるに至ることを示唆する。このように、本章では「冤家」あるいは「債主」の含意が時代によって変遷しており、それらが必ずしも後世のように討債鬼と同義でないことを明らかにする。また第七章においても、冤家債主と討債鬼とを厳密に区別しながら論が展開されている。

このような論述がある一方で、評者が気になったのは、巻末の中

文摘要において本書のタイトルが『債主転世』と訳されていることである。著者が丹念に「冤家債主」の意味の変遷をたどり、「討債鬼」との使い分けも意識しているだけに、ここで原題の「債鬼」ではなく「債主」の語を採用した理由を知りたく思った。この点については、日本中国学会第七十四回大会当日の書評シンポジウムの場において、著者から、中国語ネイティブと検討を重ね、より自然な訳語を選択した結果であるとの回答があった。印象的なタイトルだけに、翻訳にも工夫を重ねられたことと思考する。

## 二、亡霊による復讐と復讐の肯定について

以下では、評者の関心に最も近い第一章、中でも、中国在来の復讐観の問題を取り上げたい。本章は、討債鬼故事に不可欠な輪廻、及び復讐の観念に着目して、討債鬼故事の成立前史を探ったものである。

著者はまず、インドの仏教説話を整理し、そこでは輪廻・復讐がともに否定されることを確認する。それに対して中国の場合は、『墨子』『左伝』以来、亡霊による復讐が描かれていること、また『左伝』成公十年には、亡霊が天帝の許しを受けて復讐を行なうことが記されていると指摘する。そして、このような権威による復讐の肯定が、六朝の志怪小説にも受け継がれていると述べる。つまり、中国において、復讐は天帝の承認を得た正義の実現手段であり、肯定的に描かれているとするのである。これはインドの仏教説話との大きな違いと言える。その上で、この要素は現存最古の討債鬼故事「党氏女」

にも継承されていると述べ、討債鬼故事の成立条件を簡明に整理している。

緒論において著者は、先行研究が討債鬼故事を仏家の説と規定することを述べたうえで、「本書ではそれに対して討債鬼故事の中国的な側面を追究したい」（七頁）と記していた。その意味するところは、緒論の中では必ずしも明確ではなかったが、直後に置かれた本章を一読すれば、著者の意図は明確に理解することができる。また、本章の整理によって、先行研究とは別の視点から討債鬼故事を捉え直す素地が築かれ、次章以降の論述へとスムーズに導かれる構成になっている。

評者にとって特に興味深かったのは、中国における亡霊の復讐についてまとめた箇所である。著者はその古い例として『墨子』と『左伝』からいくつかの話を引用しているが、蛇足ながら、『左伝』に見える同様の例として、斉の公子彭生の話を挙げることもできるだろう。

魯の桓公の夫人文姜は斉の出身で、斉の襄公の妹でありながら兄と密通していた。桓公がそれを咎めると文姜はそのことを襄公に訴え、襄公は力自慢の公子彭生に命じて桓公を殺害してしまう。魯の側はこの恨みを晴らすため、斉に申し入れて公子彭生を殺させた（以上、桓公十八年）。八年後、襄公が貝丘という地で狩りをしていて、大きな豚が現われた。従者はそれを見て「公子彭生です」と言う。襄公は怒って「彭生がどうして現われようぞ」と言い、豚を射ると、豚は人のように立って鳴いた。襄公は恐れ、車から落ちて足を痛めた（以上、莊公八年）。

これについて、『左伝』の注釈として最もよく知られる杜預の注

は、従者の言に注して「襄公には豚と見え、従者には彭生と見えたのであるが、いずれも妖怪が化けたのである（公見大家、而従者見彭生、皆妖怪）」としている。また『左伝』と同じ内容は『史記』齊太公世家にも記されていて、当該箇所『史記集解』に引く服虔の説にも「襄公には豚と見え、従者には彭生に見えた。鬼が姿を変えて豚となったのである（公見彘、従者乃見彭生、鬼改形為豕也）」とある。この例では、彭生の復讐は果たされなかったのであるが、やはり怨みを抱いて亡くなった者の霊が、やがて復讐にやってくる信じられていたことが窺えよう。本書に指摘される『墨子』の例と同様に、復讐の場が狩場であることも、興味深い一致である。おそらく、古代中国においては狩りが軍事演習を兼ねていたことから、衆人環視の下で自身の正義を実現するためには、狩場が好都合だったものと考えられる。

さらに、復讐の肯定という点から言えば、儒家の經典の中に、復讐に関する記述が散見されることも、中国では復讐を肯定的に捉えるとする著者の論を補足し得るのではないだろうか。

『礼記』曲礼上篇に、「父の讎とは、ともに天を戴かない。兄弟の讎には、武器を取りに帰ることはしない（『その場で復讐する』）。友人の讎とは、同じ国にいない（父之讎、弗与共戴天。兄弟之讎、不反兵。交游之讎、不同国。）」とあるほか、儒家の經典のうち、とりわけ復讐を肯定するのが『春秋公羊伝』である。

『公羊伝』莊公四年の記述によれば、その昔、斉の哀公は紀侯の讒言によって周王室で煮殺された。これに対し、哀公の九世の孫に当たる襄公は紀国を伐つてこれを滅ぼした。『公羊伝』では、これのことさらに賞賛し、かつ「九世も猶ほ以て讎を復すべきか」と設問

したうえで「百世と雖も可なり」と述べている。復讐に対する強烈な意識を窺うことができるかと思う。

ただし、これは諸侯の場合であって、『公羊伝』には続けて「大夫も同様に復讐してよいのか、いけない（家亦可乎。曰不可）」とあり、復讐が無条件に許されているわけではない。定公四年にも「父が不当に殺された場合、子が復讐することはよい。父が罪を理由に殺され、子が復讐するのは、殺戮を繰り返すことにほかならない（父不受誅、子復讎可也。父受誅、子復讎、推刃之道也）」とあって、やはり復讐に規制が伴っている。この点は、著者が復讐にはある種の規制があったと述べること（二七頁）との関連を思わせる。それでも、経書においては復讐は前提であったと言えよう。

右に見たような復讐の肯定に加え、中国において輪廻が肯定的に受容されたことが、輪廻を用いて前世の仇に報いるという討債鬼故事の成立を促した。その意味で、やはり討債鬼故事はすぐれて中国的な物語と言えるだろう。

なお、著者は本書の中でしばしば、森三樹三郎『中国思想史』（第三文明社、一九七八年）の記述に基づいて、中国人が輪廻の觀念に接した際の反応と、その後の輪廻觀の中国での展開、すなわち、インドにおける苦の連続という認識から三世応報的な肯定的受容へ、という変化を指摘している。初出の緒論の箇所では、森氏の著作に引用された袁宏『後漢紀』の典故を丹念に調査し、「卷十一」孝明皇帝紀下「永平三年の記載」（二〇頁）としているが、評者が改めて『後漢紀』を確認すると、当該の記載は「永平十三年」のものであった。細かいことながら、「十」字が脱していることを指摘しておきたい。

おわりに

すでに述べたように、本書では討債鬼故事という座標軸をどつしりと据えたうえで、関連する作品や事象を縦横に取り上げて論じている。しかも、著者がそれぞれの位置づけを論ずる背景には、討債鬼故事に対する全面的な理解があり、そのことが個々の論述に確かさを与えているように感じられる。「あまりにも卑近なお話であるとされてきた」（一三三頁）討債鬼故事に対する著者の遠大な視点が、本書の持つ最大の特徴と言えるのではないだろうか。

《注》

- (一) 『未名』第三十八号、二〇二〇年。
- (二) このことは、著者も指摘するように（緒論注（6）、一四頁）、現代の『方言詞典』の類が「討債鬼」を単に「罵人的話」などと説明する事実からも窺える。
- (三) いわゆる「病膏肓に入る」の出典となる箇所。
- (四) これは服虔の『左伝』の注を引用したものと考えられる。服虔が『左伝』の注釈を著わしたことは『後漢書』儒林伝に記されているほか、『経典釈文』序録や『隋書』経籍志などに、服虔の『春秋左氏伝解詁』が著録されている。
- (五) 『春秋穀梁伝』昭公八年に「因蒐狩以習用武事、礼之大者也」とあり、『呂氏春秋』季秋紀に「是月也、天子乃教于田獵、以習五戎、狻馬」とある。
- (六) 日原利国『春秋公羊伝の研究』（創文社、一九七六年）に「儒家の経

伝のうちで、復讐を論ずることもっとも詳しく、しかも積極的に肯定するのは、公羊伝であろう」（七四頁）とある。

- (七) 緒論第三節（一〇頁）、第一章第三節（一三三頁）、第三章第四節（九二頁）

俯瞰的視座による討債（吉田）